

## コミュニティ・スクールについて

令和3年4月1日から「郡上市学校運営協議会規則」が施行され、教育委員会は各小中学校に学校運営協議会を設置することができるようになりました。この学校運営協議会という「会議」を設置している学校を「コミュニティ・スクール」と言います。

学校運営協議会は保護者を含め、自治会や公民館、民生児童委員など地域の皆さんで構成され、地域と学校の連携を図っていきます。

令和4年度より市内すべての小中学校に学校運営協議会が設置され、「コミュニティ・スクール」が正式にスタートしました。「コミュニティ・スクール」になると、どんないいことがあるのでしょうか。

- 学校での学びや体験がより充実し、子どもたちに地域の担い手としての自覚が育まれる。
- 保護者の学校や地域に対する理解がより深まり、また地域の中で子どもたちが育てられているという安心感がもてる。
- 先生の異動があっても、持続可能な組織及び継続的な体制が構築できる。

「コミュニティ・スクール」は「地域とともにある学校」とも言います。学校運営協議会を通して、保護者や地域の皆さんと情報や課題を共有し、今まで以上に学校と地域がパートナーとして連携・協働していけることを願っています。

## 地域学校協働活動について

郡上市教育委員会は、幅広い地域のみなさまや団体などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域の活性化を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（地域学校協働活動）を推進しています。

学校と地域をつなぐ役割を担う地域コーディネーターを中心とした地域ボランティアの参画により、地域行事やふるさと学習、学校周辺の環境整備など、地域に根ざした活動を進めます。

この地域学校協働活動により、学校が進めている「社会に開かれた教育課程（社会につながる学び）」の充実が期待されます。

